

「財政健全経営に係る基本的考え方（答申）」に対する意見聴取のまとめ

「財政健全経営に係る基本的考え方（答申）」について、平成27年1月7日（水）より、市民のみなさまへご意見等の聴取を行いました。

実施期間：平成27年1月7日（水）～平成27年1月27日（火）

提出意見：1件

※ご意見については、原文をそのまま掲載しています。

1. 市長に対する意見

意見概要	年代	住所
<p>1. 意見交換会の開催時期 同委員の編成からして少なくとも答申書提出以前に実施すべきである。</p> <p>2. 財政健全経営検討会議設置要綱、以下同要綱の論理不備</p> <p>①委員会設置の趣旨の曖昧さと他制度との不整合、答申を得るのが目的か、常設的なシンクタンク的存在か不明である。その理由は委員の任期を2年と定め、市政のチェック機能としては議会の権能と重複していることである。第5回検討会での委員長と副委員長との間の意見交換がよい例である。</p> <p>②同委員の編成は納得できない。委員10名中の過半数を占める6名が補助金団体所属員である。この方々は同団体の利益を代表されているので、今回は利害関係人だと考える。このことは「利益相反」という原理・原則に反している。</p> <p>3. 過去のアクションプランの総括と答申の関連 第4次行政改革基本方針・行政改革アクションプランの総括が市民の前に常識的な言葉で説明されていない。なお同プランは27年度末までとなっている。</p>	80代	南沢

2. 財政健全経営検討会議への意見

意見概要	年代	住所
<p>この度は長期間にわたり幅広く行政事務を分析され、一定の方向を示された委員の皆様のご労苦にまず敬意を表するとともに併せて感謝申し上げます。私は当市の「事務事業仕分け」に市民委員として三回も参加させていただいた経験からごく簡単に意見を申し上げます。</p> <p>1. 当市職員の財政規律と遵法の精神の欠如</p> <p>職員が守るべき規範としては、諸法律、諸条例の他に要領・要綱・規則・指針・基準等がありますが、遵守されていない点が沢山見られます。実例としては</p> <p>①「公有財産規則」（第16条公有財産台帳）の無視または怠慢による不備</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆第五小学校倉庫2棟は取得金額のみの記載 ◆第一小学校プール機械室は取得金額のみ記載 <p>②「共通業務指針」による補助金の限度額等が守られていない</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆図書室に対する補助金の額は同事業経費の100%で、同基準に定められた50%の2倍である ◆中学校地区青少年健全育成協議会に対する補助金の額、および監査にも問題あり <p>その他枚挙にいとまがないくらい乱れている。</p> <p>2.（決算書と職員のコスト意識）</p> <p>①歳入歳出決算報告書からはコスト意識が感じられない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆わくわく健康プラザ体育館の屋根の大改修工事費等 <p>②総務省改訂方式による財務書類は平素の会計業務から誘導されるものでなく、最低でも東京都方式への移行が研究されるべきである。</p> <p>③固定資産一覧表である決算書巻末の「財産に関する調書」は財産の金額表示がまったくないのみならず、小中学校の工作物はプール一個としか表示がない代物である。決算書上の財産は金額表示されるべきである。</p> <p>3.（事務事業評価書に関する問題）</p> <p>①決算書と同評価書では総支出金額に約26億円の差額があって行政コストを十分に反映してない。財務会計と管理会計がよく理解されていない。</p> <p>②同評価書において評価点が2点である事務事業が反省されることも、改善されることもなく、数年そのまま継続されている。</p> <p>③同評価書の評価は全て自己評価であって客観性に乏しい。</p>	80代	南沢

<p>④同評価書の作成に職員が習熟していない。</p> <p>⑤同評価書の一項目を年度別に比較すると金額の相違がありズサンである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆小中学給食事業の金額の不一致 ◆普通財産管理事業の金額の不一致 <p>4.（職員の育成）</p> <p>答申14ページにある提言の中で職員の資質として、民事法務や企業会計の知識、経験の必要性を強調されているが、現在の職員に欠けているのは、まさにこの点である。この提言にこそすべての“鍵”があるように考えるので、最重要課題としてその実現を監視していただきたい。</p> <p>以上箇条書き程度に意見を申し上げ、然るべきご回答を期待します。また、検討会議で部会を設置され「事務事業評価書」を検討されるならば必要に応じて協力したいと考えます。</p>		
--	--	--